

置賜広域行政事務組合公共施設等総合管理計画

策定 平成29年3月

改定 令和6年11月

改定 令和8年 1月

置賜広域行政事務組合

目 次

第1章 策定の目的・位置付け	1
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
2.1 公共施設等の現況.....	3
2.2 人口動向	12
2.3 財政状況	13
2.4 維持管理、改修更新等に係る経費の見込み	16
2.5 現状や課題に関する基本認識.....	18
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
3.1 基本方針.....	19
3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
第4章 施設類型別の管理に関する基本的な方針	23
第5章 計画の推進方法	
5.1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策.....	25
5.2 住民への情報提供	25
5.3 フォローアップの実施方針	25

※ 図表中の数値は、端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

第1章 策定の目的・位置付け

1.1 策定の目的

近年、公共施設等の老朽化が大きな社会問題となっており、置賜広域行政事務組合においても、保有している公共施設等の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えようとしています。

また、東日本大震災などの災害を教訓とした防災対策・危機管理等の新たな行政需要や、住民のニーズの多様化への適切な対応も求められています。

このような状況の中、人口減少や少子高齢化の進行により、構成市町の財政状況が厳しさを増すことも懸念され、住民のニーズや社会状況の変化に適切に対応していくためには、健全な財政運営を進めながら、計画的に公共施設等を更新していく必要があります。

本計画は、置賜広域行政事務組合が保有する公共施設等について、施設の現状や将来の見通しを踏まえて今後の課題を整理し、公共施設等の管理に関する今後の基本的な方向性を定めることを目的とし、平成29年3月に策定しました。

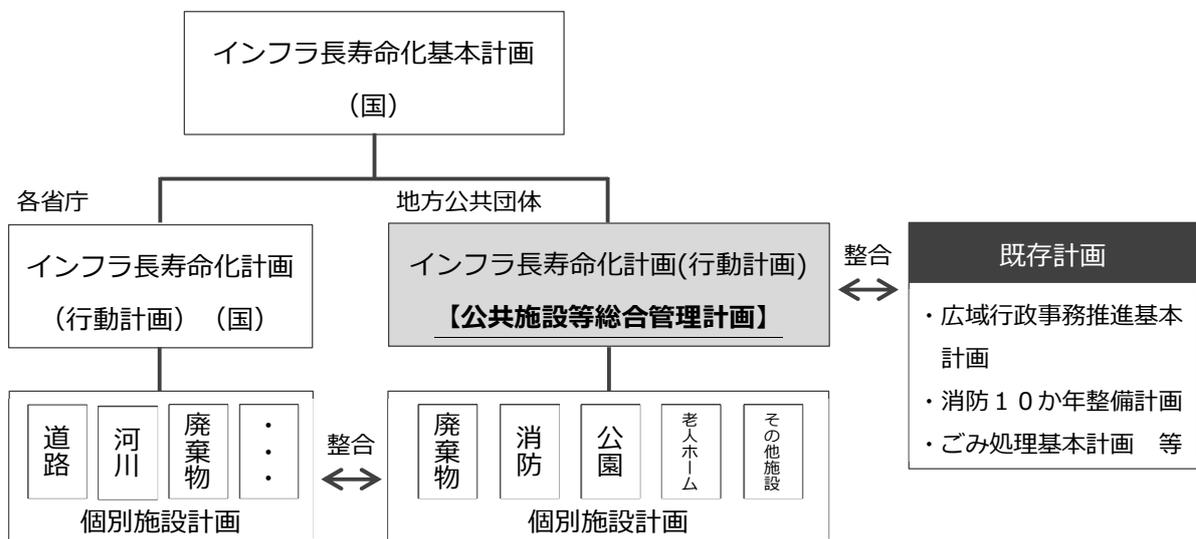
その後、米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターについて、両施設を廃止後に施設を解体する方針が決定したことを受け、令和6年11月に本計画の一部改定を行っています。

今般、令和8年に置賜広域行政事務組合公共施設等総合管理計画個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）を策定したことを受け、施設ごとの管理方針、対策費用等について、本計画に反映するとともに、総務省の公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定により計画内容の見直し、改定するものです。

1.2 計画の位置付け

本計画は、総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日 総財務第74号）」、「令和3（2021）年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について（令和3年1月26日 総財務第6号）」及び「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について（令和5年10月10日 総財務第152号）」を受け、置賜広域行政事務組合が保有する公共施設等について今後の基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

図1 計画の位置付け



1. 3 対象施設

本計画の対象施設は以下のとおりです。当初の計画からの変更は以下のとおり。

- ・死亡獣畜保冷センター：平成29年度に解体したため除外します。
- ・中田クリーンセンター（し尿受入施設）：令和7年4月供用開始したため追加します。
- ・浅川最終処分場（第2処分場）：令和3年8月に供用開始したため追加します。
- ・米沢クリーンセンター（し尿処理場）、南陽クリーンセンター（し尿処理施設）：令和7年度から解体工事を行っているため、施設分類を変更します。

表 1 対象施設一覧

施設分類		施設名称
公共施設	廃棄物 処理施設 (11施設)	中田クリーンセンター(し尿受入施設)
		長井クリーンセンター(管理棟)
		長井クリーンセンター(汚泥再生処理施設)
		長井クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)
		長井クリーンセンター(中継施設)
		長井クリーンセンター(小国中継施設)
		千代田クリーンセンター(管理棟)
		千代田クリーンセンター(リサイクルプラザ)
		千代田クリーンセンター(焼却施設)
		浅川最終処分場(第1処分場)
		浅川最終処分場(第2処分場)
	消防施設 (8施設)	消防本部・米沢消防署
		通信指令センター
		東部分署
		城西分署
		北部出張所
		南陽消防署
		高畠消防署
	川西消防署	
	老人ホーム (1施設)	南陽やすらぎ荘
	その他施設 (3施設)	事務局
広域交流拠点施設(余熱利用施設)		
浅川ふれあい公園(最終処分場跡地利用公園)		
工作物	橋梁(1橋)	千代田橋
	デジタル 無線設備 (7局)	消防本部基地局
		高畠基地局
		南陽川樋基地局
		南陽萩基地局
		米沢天元台基地局
		米沢板谷基地局
		栗子トンネル無線設備
解体施設(2施設)	米沢クリーンセンター(し尿処理施設)	
	南陽クリーンセンター(し尿処理施設)	

1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度～令和18年度の20年間としています。改定後の本計画の計画期間は変更せず、令和18年度までの計画とします。

平成29年度(2017年度) ～ 令和18年度(2036年度)

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 公共施設等の現況

置賜広域行政事務組合が保有している公共施設および工作物の現況について整理します。

(1) 公共施設について

① 施設概要

置賜広域行政事務組合が保有している公共施設25施設の概要は以下のとおりです。

表2 公共施設の施設概要

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建設年 (代表建物)	経過 年数	構造 (代表建物)
廃棄物 処理施設	中田クリーンセンター(し尿受入施設)	930	令和7年	0	RC造
	長井クリーンセンター(管理棟)	764	昭和55年	45	RC造
	長井クリーンセンター(汚泥再生処理施設)	2,488	平成26年	11	RC造
	長井クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)	2,975	平成6年	31	S造
	長井クリーンセンター(中継施設)	1,706	平成11年	26	S造
	長井クリーンセンター(小国中継施設)	614	平成6年	31	S造
	千代田クリーンセンター(管理棟)	2,264	平成11年	26	SRC造
	千代田クリーンセンター(リサイクルプラザ)	3,650	平成14年	23	S造
	千代田クリーンセンター(焼却施設)	11,697	平成11年	26	SRC造
	浅川最終処分場(第1処分場)	448	平成5年	32	S造
	浅川最終処分場(第2処分場)	712	令和2年	5	S造
	計	28,248			
消防 施設	消防本部・米沢消防署	1,215	昭和46年	54	RC造
	通信指令センター	549	平成24年	13	S造
	東部分署	603	平成6年	31	RC造
	城西分署	562	平成29年	8	RC造
	北部出張所	144	昭和57年	43	S造
	南陽消防署	1,294	平成29年	8	RC造
	高畠消防署	997	平成28年	9	RC造
	川西消防署	712	昭和54年	46	RC造一部S造
	計	6,076			
老人ホーム	南陽やすらぎ荘	3,497	令和4年	3	S造
	計	3,497			
その他施設	事務局	1,432	昭和47年	53	RC造
	広域交流拠点施設(余熱利用施設)	2,558	平成21年	16	RC造
	浅川ふれあい公園(最終処分場跡地利用公園)	—	平成18年	19	—
	計	3,990			
解体施設	米沢クリーンセンター(し尿処理施設)	4,226	昭和60年	40	RC造
	南陽クリーンセンター(し尿処理施設)	2,642	平成3年	34	RC造
	計	6,868			
	合計	48,679			

※ 中田クリーンセンター、通信指令センター及び川西消防署は一部又は全部を構成市町が保有しているため、本組合が保有する面積とは異なります。

※ 経過年数は、令和7年を基準として算出しています。

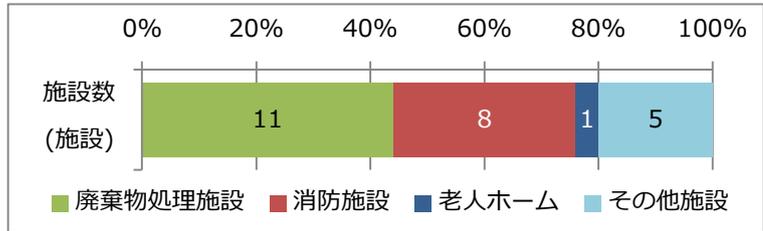
※ 代表建物は、各施設のうち延床面積が最も大きい建物としています。

②保有状況

置賜広域行政事務組合では、25施設（45棟、48,679㎡）の公共施設を保有しています。延床面積をみると、廃棄物処理施設が28,248㎡（58.0%）と最も多くなっています。次いで、その他施設・解体施設が10,858㎡（22.3%）、消防施設が6,076㎡（12.5%）、となっています。

図 2 公共施設の施設数

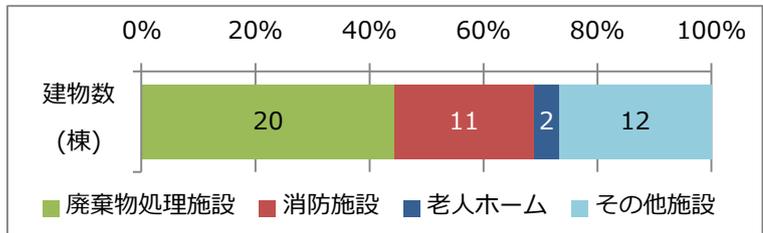
施設分類	施設数 (施設)	構成比
廃棄物処理施設	11	44.0%
消防施設	8	32.0%
老人ホーム	1	4.0%
その他施設	5	20.0%
合計	25	100.0%



※その他施設には解体施設を含む。

図 3 公共施設の建物数

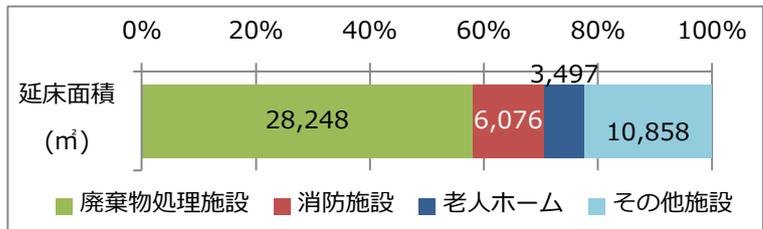
施設分類	建物数 (棟)	構成比
廃棄物処理施設	20	44.4%
消防施設	11	24.4%
老人ホーム	2	4.4%
その他施設	12	26.7%
合計	45	100.0%



※その他施設には解体施設を含む。

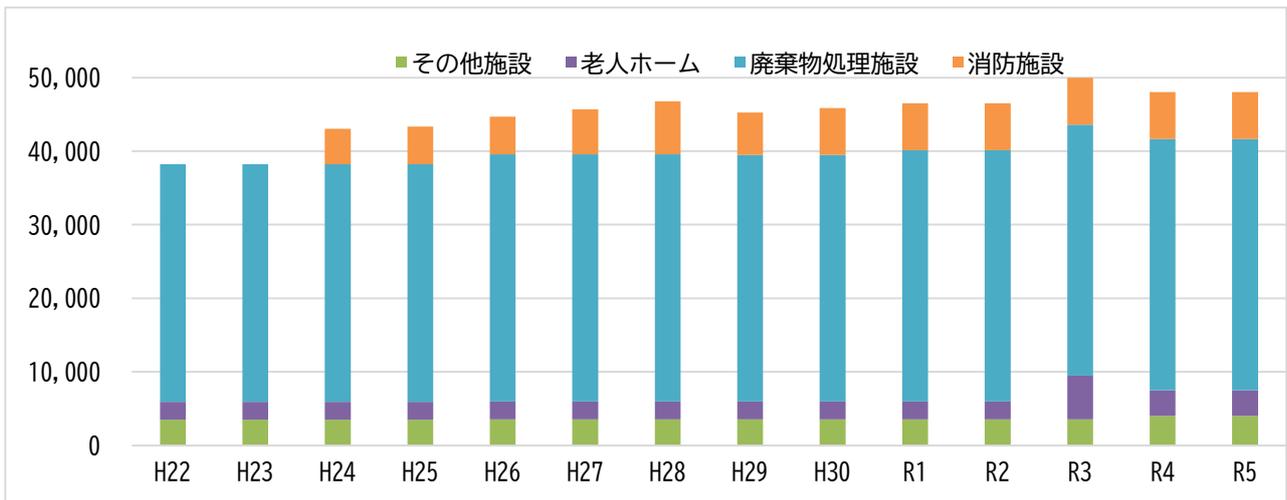
図 4 公共施設の延床面積

施設分類	延床面積 (㎡)	構成比
廃棄物処理施設	28,248	58.0%
消防施設	6,076	12.5%
老人ホーム	3,497	7.2%
その他施設	10,858	22.3%
合計	48,679	100.0%



※その他施設には解体施設を含む。

図 5 公共施設の施設保有量（延床面積）の推移



③整備状況

建築後の経過年数をみると、築20年未満の公共施設は13,970㎡(28.7%)あり、比較的新しい施設が占める割合は低くなっています。一方、築30年以上の公共施設は15,701㎡(32.3%)あり、今後、計画的な建替えを検討する必要があります。また、10年後には、築30年以上の公共施設が34,709㎡(71.3%)に増加することが見込まれます。

なお、大半の公共施設(40棟、44,554㎡)は、建築基準法が新耐震基準に改正された昭和57年以降に整備されています。しかし、消防施設の一部や事務局庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準で整備されており、必要に応じて耐震化を検討する必要があります。

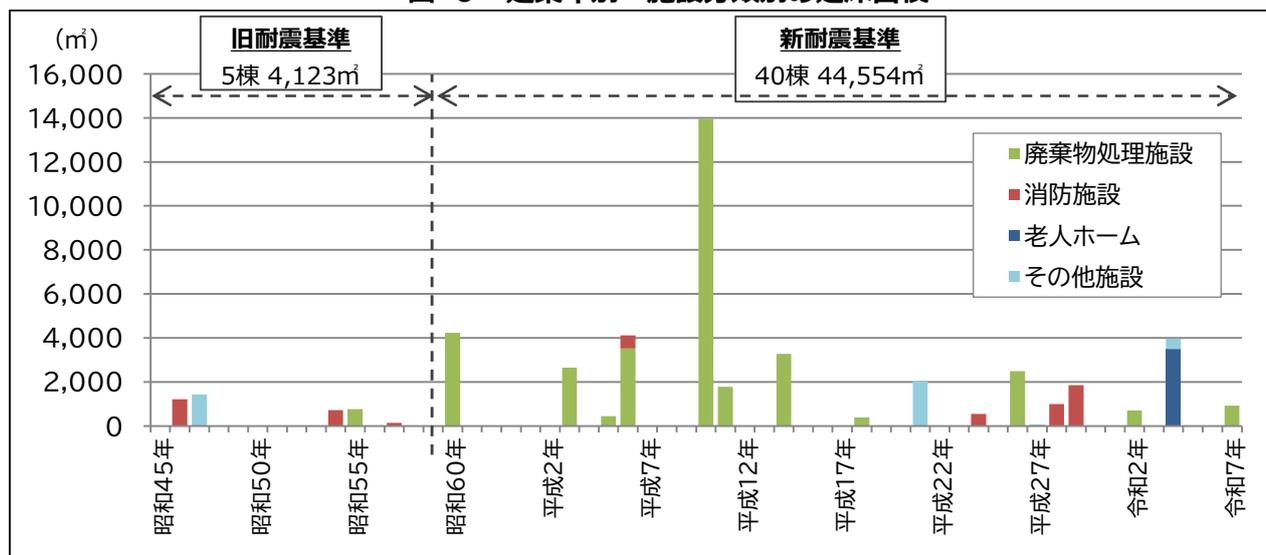
(※消防署のうち、川西消防署(昭和54年建築)は、平成28年度に耐震化を完了しています。)

表 3 経過年数別の延床面積および建物数

経過年数	延床面積(㎡)	構成比	棟数(棟)	構成比
10年未満	8,459	17.4%	14	31.1%
10~20年	5,511	11.3%	7	15.6%
20~30年	19,008	39.0%	5	11.1%
30~40年	7,208	14.8%	10	22.2%
40~50年	5,846	12.0%	6	13.3%
50~60年	2,647	5.4%	3	6.7%
60年以上	0	0.0%	0	0.0%
合計	48,679	100.0%	45	100.0%

※ 経過年数は、令和7年を基準年として算出しています。

図 6 建築年別・施設分類別の延床面積



- ※1 経過年数は、令和7年を基準年として算出しています。
- ※2 建物ごとの建築年と延床面積を使用して集計しています。
- ※3 米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターは建設時の分類区分である廃棄物処理施設としています。
- ※4 昭和56年以前(旧耐震基準)に整備された建物5棟は以下のとおりです。
 - ①長井クリーンセンター(管理棟)：昭和55年
 - ②消防本部・米沢消防署庁舎：昭和46年
 - ③消防本部・米沢消防署訓練塔：昭和46年
 - ④川西消防署庁舎：昭和54年
 - ⑤事務局：昭和47年

④過去に行った老朽化対策、整備等

令和元年度から令和5年度までの5年間に行った施設の老朽化対策、整備の実績額との主な対策（事業費1件500万円以上）は次のとおりです。

表4 過去に行った老朽化対策、整備等

分類	施設名	5か年実績額 (千円)	主な整備	
			実施年度	内容
廃棄物 処理施設	中田クリーンセンター (し尿処理施設)	—	—	—
	長井クリーンセンター (管理棟)	16,420	—	—
	長井クリーンセンター (汚泥再生処理施設)	118,211	令和5年度	膜分離装置維持補修工事(15,950千円)
	長井クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	442,073	令和元年度	受入設備延命化工事(40,790千円)
	長井クリーンセンター (中継施設)	304,133	令和4年度	コンパクト設備維持補修工事(116,600千円)
	長井クリーンセンター (小国中継施設)	23,019	令和5年度	計量器維持補修工事(5,390千円)
	千代田クリーンセンター (管理棟)	34,206	令和5年度	計量器維持補修工事(12,760千円)
	千代田クリーンセンター (リサイクルプラザ)	172,371	令和2年度	空調設備維持補修工事(7,700千円)
	千代田クリーンセンター (焼却施設)	2,070,760	令和3年度	高調波抑制装置更新工事(38,500千円)
	浅川最終処分場第1処分場 (浸出水処理施設)	34,733	—	—
	浅川最終処分場第2処分場 (浸出水処理施設)	3,268	—	—
	合計	3,219,194	—	—
消防 施設	消防本部・米沢消防署	117,487	令和4年度	新型コロナウイルス感染症防止対策 (79,530千円)※
	通信指令センター	788,967	令和5年度	高機能消防指令センター総合整備工事 (774,675千円)
	南陽消防署	10,118	令和4年度	新型コロナウイルス感染症防止対策※
	高島消防署	9,227	令和4年度	新型コロナウイルス感染症防止対策※
	川西消防署	26,532	令和4年度	新型コロナウイルス感染症防止対策※
	合計	952,331		
老人 ホーム	南陽やすらぎ荘	4,213	—	—
その他 施設	事務局	1,306	—	—
	広域交流拠点施設 (余熱利用施設)	73,209	令和3年度	空冷ヒートポンプ式給湯機維持補修工事 (16,708千円)
	浅川ふれあい公園	2,696	—	—
総合計	4,252,949			

※米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターを除く。

※新型コロナウイルス感染症防止対策(79,530千円)は各署の工事費の合計額。

⑤施設の状況

令和6年3月31日時点における固定資産台帳情報を基に、以下の算式により各施設の老朽化の状況（有形固定資産減価償却率）を算出しました。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} \div (\text{簿価} + \text{減価償却累計額})$$

表 5 公共施設の有形固定資産減価償却率

施設分類	施設	取得価額(円)	累計額(円)	有形固定資産減価償却率	
公共施設	中田クリーンセンター (し尿処理施設)	—	—	—	
	長井クリーンセンター (管理棟)	45,000,000	39,600,000	88.00%	
	長井クリーンセンター (汚泥再生処理施設)	1,536,673,000	681,463,854	44.35%	
	長井クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	2,496,758,000	2,215,344,381	88.73%	
	長井クリーンセンター (中継施設)	1,089,026,740	816,069,134	74.94%	
	長井クリーンセンター (小国中継施設)	136,927,319	119,311,736	87.14%	
	千代田クリーンセンター (管理棟)	498,496,626	239,278,368	48.00%	
	千代田クリーンセンター (リサイクルプラザ)	1,055,544,001	833,374,879	78.95%	
	千代田クリーンセンター (焼却施設)	14,549,671,681	12,166,881,962	83.62%	
	浅川最終処分場第1処分場 (浸出水処理施設)	1,637,179,032	1,282,949,011	78.36%	
	浅川最終処分場第2処分場 (浸出水処理施設)	3,616,351,826	320,267,750	8.86%	
	計	26,661,628,225	18,714,541,075	70.19%	
	消防施設	消防本部・米沢消防署	224,513,924	216,009,512	96.21%
		通信指令センター	844,855,800	19,424,052	2.30%
		東部分署	153,705,002	65,966,327	42.92%
		城西分署	301,267,966	73,225,492	24.31%
		北部出張所	16,181,463	13,204,386	81.60%
		南陽消防署	714,686,127	241,694,993	33.82%
		高畠消防署	434,812,519	103,348,838	23.77%
		川西消防署	268,980,733	200,928,821	74.70%
		計	2,959,003,534	933,802,421	31.56%
	老人ホーム	南陽やすらぎ荘	1,269,968,040	45,971,942	3.62%
	その他施設	事務局	107,158,073	103,380,553	96.47%
広域交流拠点施設		1,144,932,315	521,194,398	45.52%	
浅川ふれあい公園		27,499,550	23,145,014	84.17%	

工 作 物	橋梁	千代田橋	72,800,000	59,404,800	81.60%
	デ ジ タ ル 無 線 設 備	消防本部基地局	336,727,293	111,120,000	33.00%
		高島基地局	65,027,025	21,458,910	33.00%
		南陽川樋基地局	62,349,000	20,575,170	33.00%
		南陽萩基地局	56,349,195	18,595,230	33.00%
		米沢天元台基地局	135,879,135	44,840,110	33.00%
		米沢板谷基地局	96,606,552	31,880,160	33.00%
		栗子トンネル無線設備	31,860,000	19,116,000	33.00%
		計	784,798,200	267,585,580	34.10%
	合計		33,008,648,497	20,669,025,783	62.62%

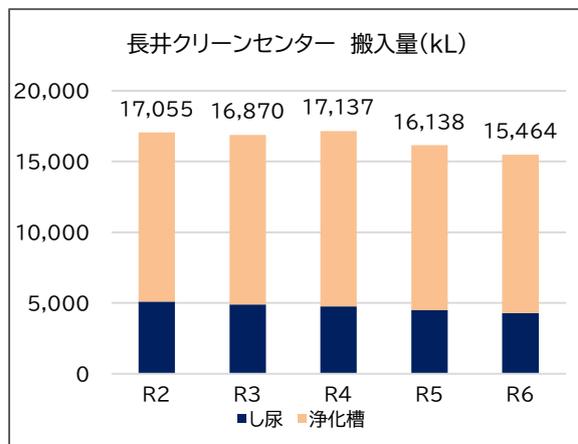
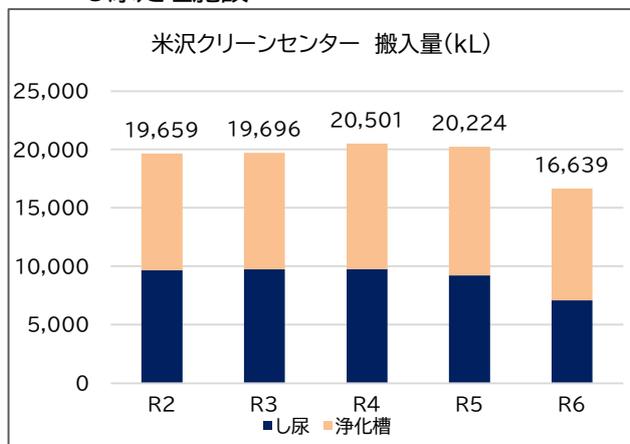
表 6 公共施設の有形固定資産減価償却率の推移

決算年度	有形固定資産 減価償却率	増減	状況
令和元年度(R2.3.31)	68.67%	—	南陽やすらぎ荘の更新や消防指令センターの設備更新を行ったため、減価償却率は改善しているものの、廃棄物処理施設では70%超となっており老朽化が進んでいます。
令和2年度(R3.3.31)	70.68%	2.01%	
令和3年度(R4.3.31)	64.37%	△6.32%	
令和4年度(R5.3.31)	62.18%	△2.19%	

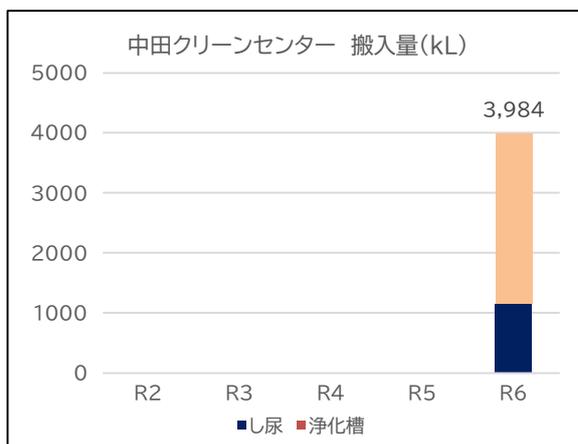
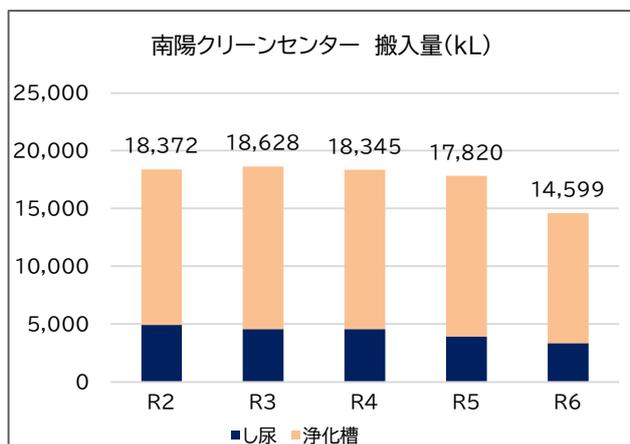
⑥施設の利用状況

【廃棄物処理施設】

・し尿処理施設



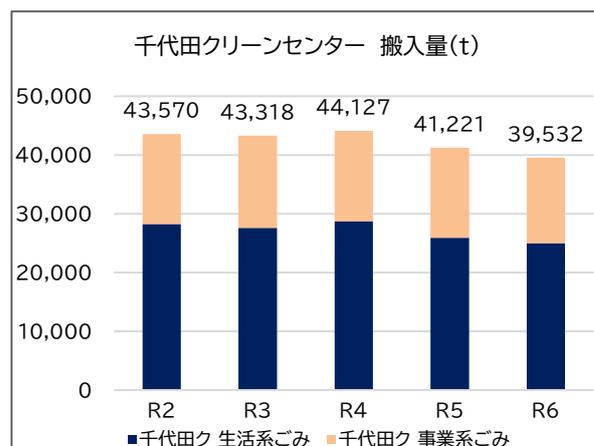
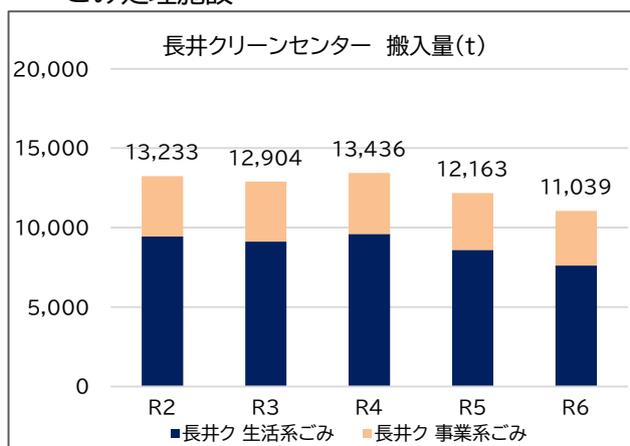
※令和7年2月、3月は中田クリーンセンターへ搬入



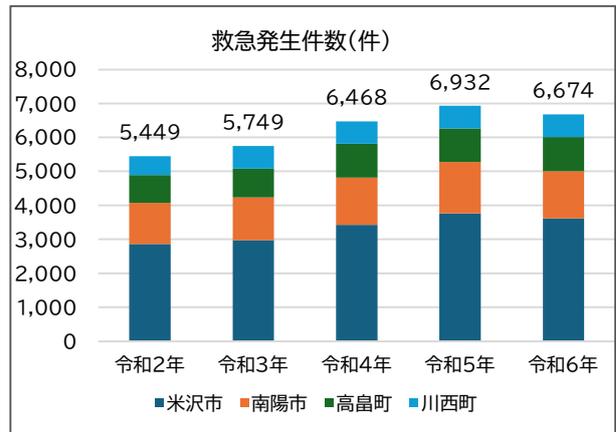
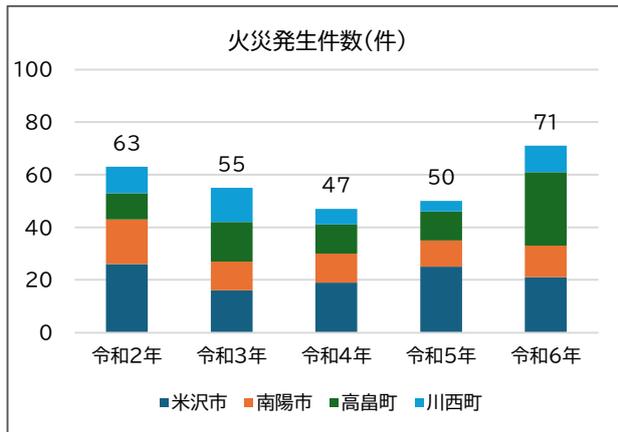
※令和7年2月、3月は中田クリーンセンターへ搬入

※令和7年2月、3月の仮稼働期間の搬入量

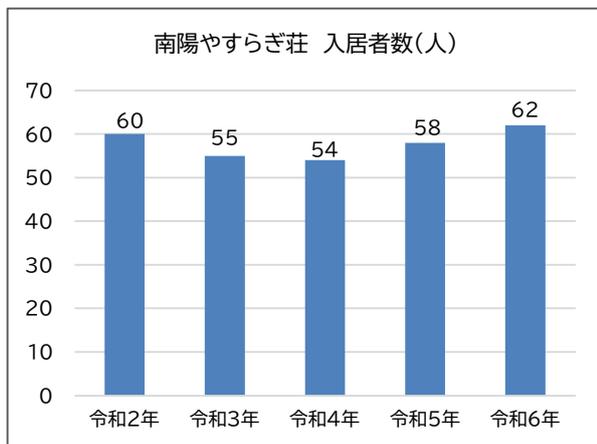
・ごみ処理施設



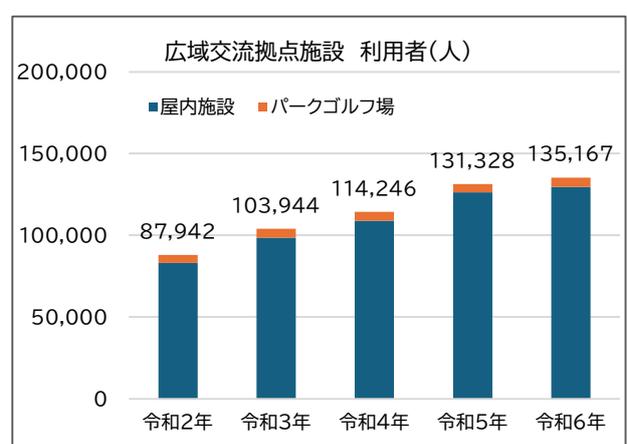
【消防施設】



【南陽やすらぎ荘】



【広域交流拠点施設】



(2) 工作物について

① 保有状況

置賜広域行政事務組合では、橋梁 1 橋、デジタル無線設備 7 局の工作物を保有しています。

橋梁は、千代田クリーンセンターの搬入路として 1 橋を設置しています。

デジタル無線設備は、アナログ無線の周波数が平成 28 年 5 月 31 日で使用できなくなることから、新たに割り当てられたデジタル周波数帯を使用するため平成 26 年に基地局 6 局を設置しています。

また、東北中央道新栗子トンネルの整備に伴い、同トンネル内に無線設備を設置しています。

② 整備状況

橋梁は、建設から 50 年が経過しているため、架け替え、または、適切な点検・診断・修繕に基づく長寿命化を検討する必要があります。

デジタル無線設備は、無線設備の耐用年数等を踏まえ、機能停止にならないように計画的に保守・更新する必要があります。

表 7 橋梁の概要

施設分類	名称	橋種	橋長(m)	総幅員(m)	建設年	経過年数
橋梁	千代田橋	鋼道路橋	49.5	7.00	昭和 50 年	50 年

※ 経過年数は、令和 7 年を基準年として算出しています。

表 8 デジタル無線設備の概要

施設分類	名称	延床面積(m ²)	建設年	経過年数
デジタル無線設備	消防本部基地局	88.11	平成 26 年	11 年
	高畠基地局	48.42	平成 26 年	11 年
	南陽川樋基地局	53.58	平成 26 年	11 年
	南陽萩基地局	47.33	平成 26 年	11 年
	米沢天元台基地局	60.63	平成 26 年	11 年
	米沢板谷基地局	9.12	平成 26 年	11 年
	栗子トンネル無線設備	—	平成 29 年	8 年

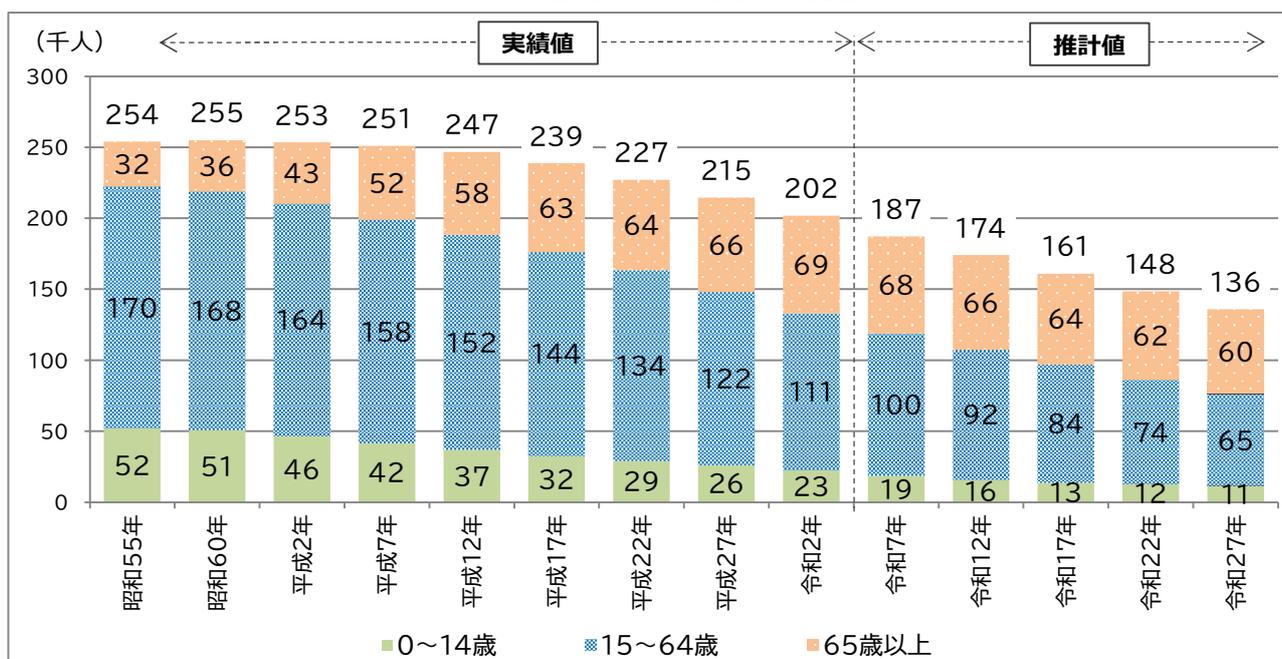
※ 経過年数は、令和 7 年を基準年として算出しています。

2. 2 人口動向

置賜広域行政事務組合の構成3市5町の人口は、平成12年まで25万人前後で推移していましたが、令和2年には20.2万人に減少し、令和27年には13.6万人（令和2年比で32.7%減）に減少すると予測されています。

また、少子高齢化も進行し、令和27年には、14歳以下が8.3%、15～64歳が47.8%、65歳以上が43.9%の人口構成比になると予測されています。

図7 構成3市5町の人口推移

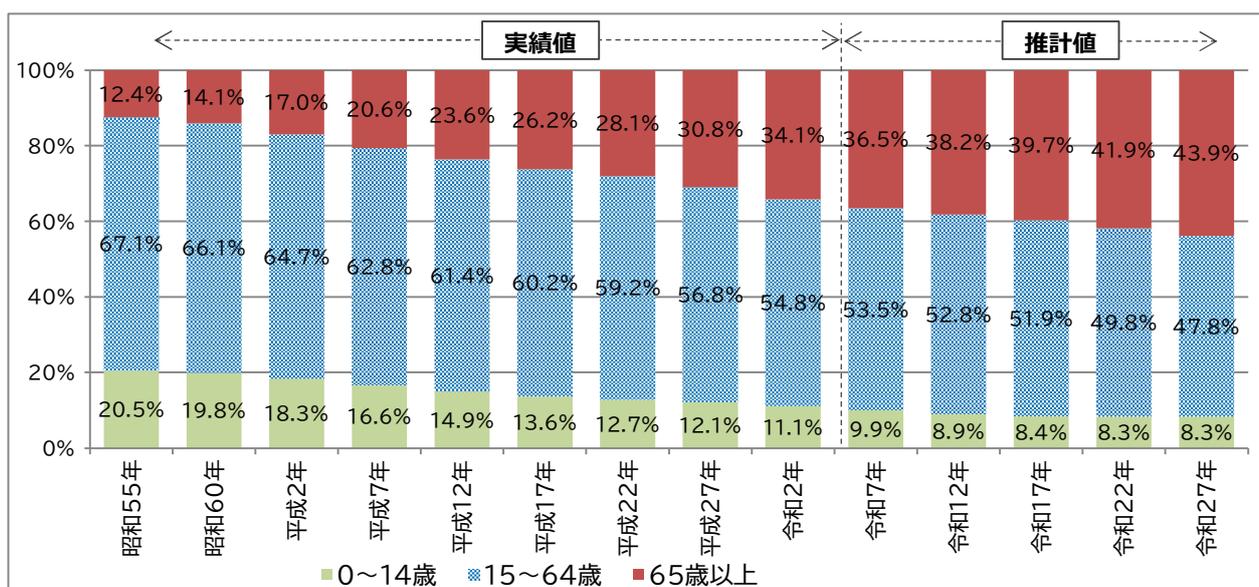


資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計、国立社会保障人口問題研究所）

※ 令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年以降は社人研の推計値。

※ 年齢3区分別人口は、年齢不詳を除くため、総人口と一致しない場合があります。

図8 構成3市5町の人口構成の推移



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計、国立社会保障人口問題研究所）

※ 令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年以降は人間研の推計値。

※ 年齢3区分別人口は、年齢不詳を除くため、総人口と一致しない場合があります。

2. 3 財政状況

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の財政状況を、会計区分別に整理します。

(1) 一般会計

一般会計の歳入は、構成市町からの分担金が総額の約6割を占めており、ほぼ横ばいの傾向です。使用料及び手数料は概ね9億円で推移しています。

歳出は、物件費が約15億円で総額の約4割を占めています。また、投資的経費は年度ごとにばらつきがあります。令和元年度には最終処分場を整備したことから約19億円を支出しています。

さらに、維持補修費については施設の老朽化が進んでいることから、増加傾向にあります。

図 9 一般会計の歳入の推移

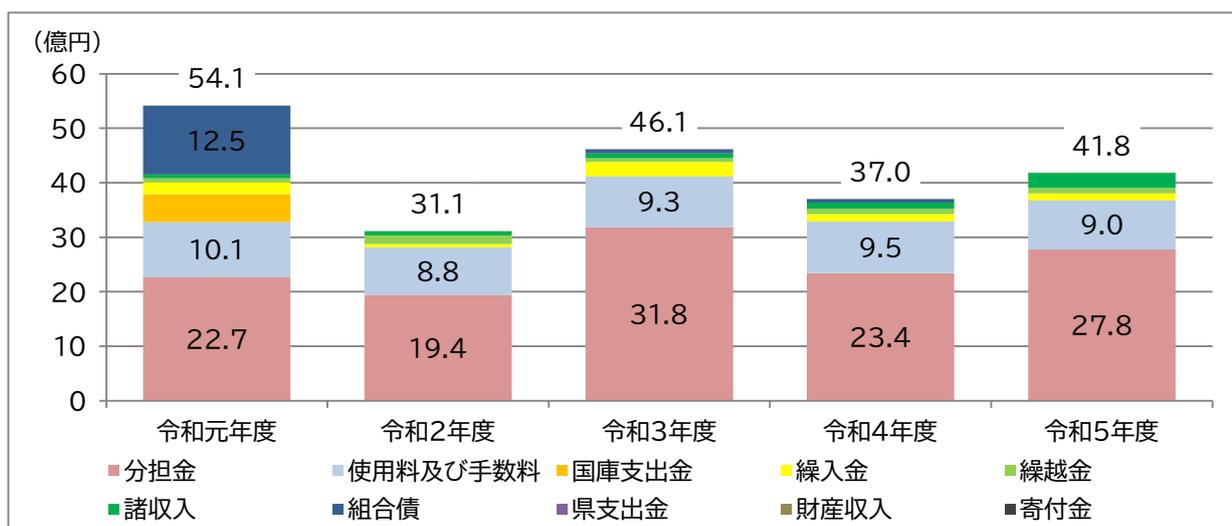
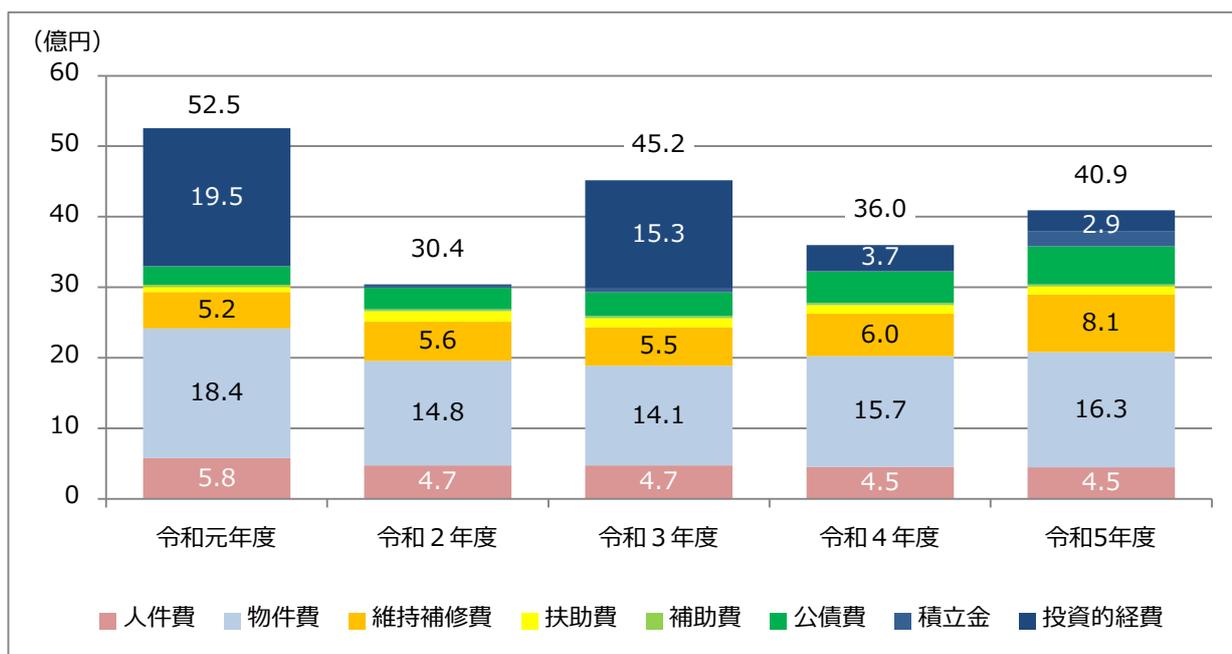


図 10 一般会計の歳出の推移



(2) 消防特別会計

消防特別会計の歳入は、構成市町からの分担金や負担金が主要な財源となっており、約9割を占めています。

歳出は、人件費が17億円前後となり、大部分を占めています。また、投資的経費は7千万円程度で推移していましたが、令和5年度に高機能消防指令センター総合整備工事を実施したことから、8億円の支出となりました。

図 11 消防特別会計の歳入の推移

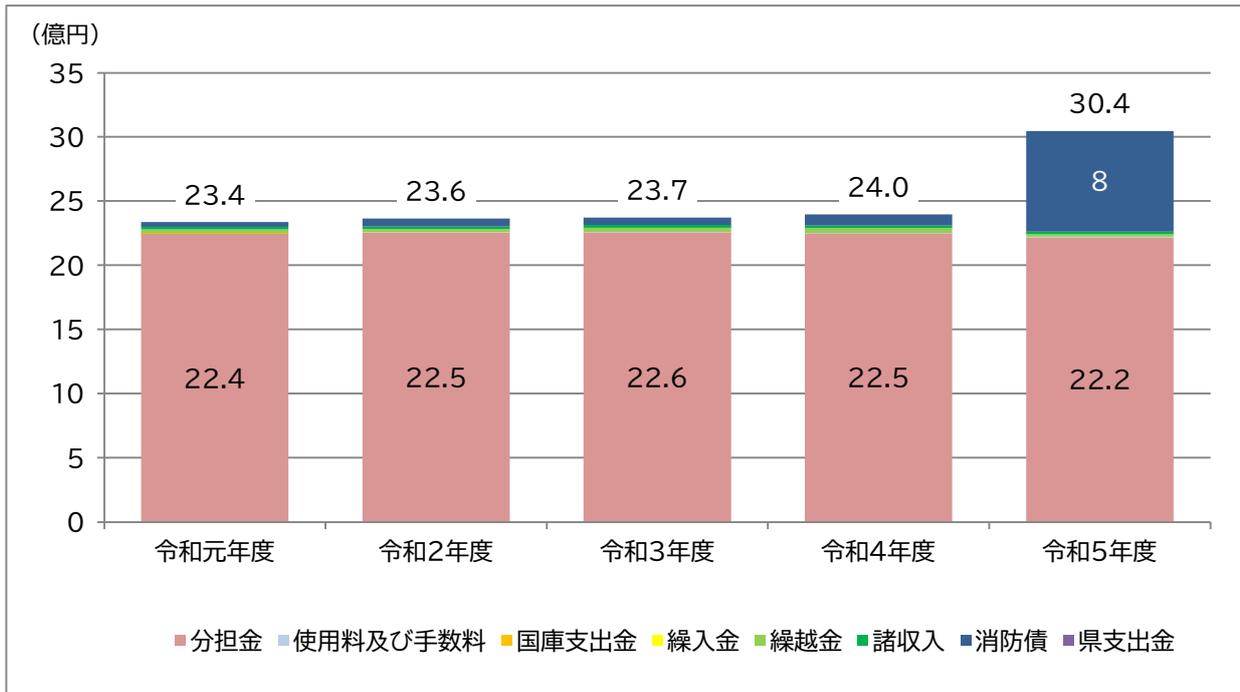
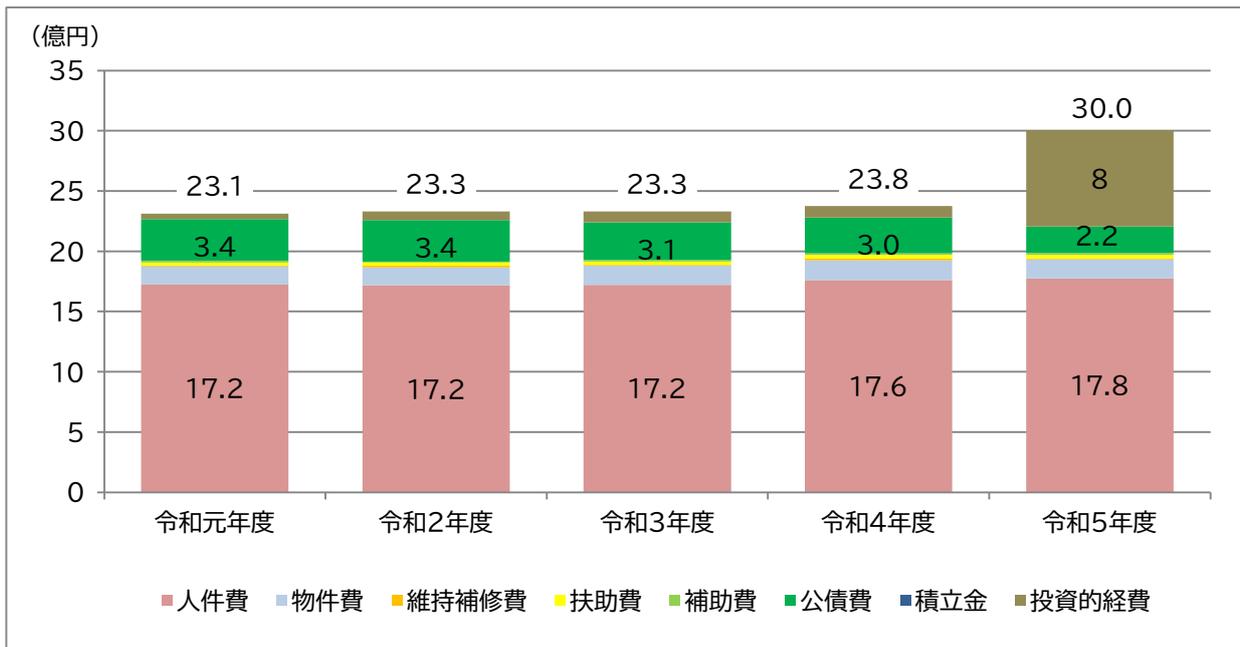


図 12 消防特別会計の歳出の推移

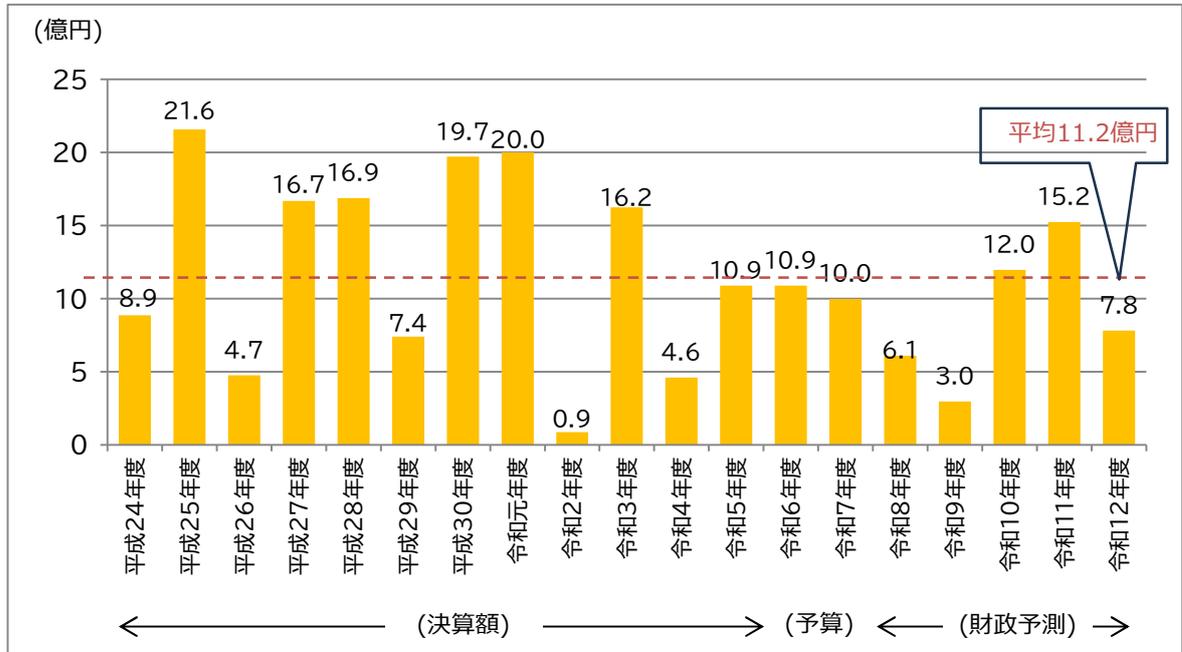


(3) 投資的経費の推移

公共施設や工作物の新設や更新にかかる投資的経費は、施設の更新等に合わせて多額の費用が発生しており、令和5年度の決算額は10.9億円となっています。

財政予測によると、今後も年間10億円以上の支出を見込んでいます。

図 13 投資的経費の推移



※ 一般会計、消防特別会計、ふるさと市町村圏事業特別会計の合計金額を示しています。

※ 平成24年度～令和5年度は決算額、令和6、7年度は予算額、令和8年度以降は財政予測の金額です。

2. 4 維持管理、改修更新等に係る経費の見込み

改修、更新費は、消防の庁舎更新や、廃棄物処理施設の補修及び改修などによるものが大半を占めており、それらを除いた経常的な施設運営に係る経費を維持管理費としています。

(1) 公共施設における将来の維持管理費及び改修更新費の推計

置賜広域行政事務組合が保有する公共施設の維持管理及び施設の改修や設備の更新等に係る今後の費用については、下表のとおりです。

表 7 将来の維持管理費及び改修更新費（単位：千円）

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
2,103,574	1,452,619	2,574,763	2,903,063	3,448,551	4,524,843
令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度	合計
4,497,053	3,581,824	3,300,713	3,505,289	1,151,580	33,043,872

※個別施設計画施設整備計画より

(2) 長寿命化対策の効果額

置賜広域行政事務組合が保有する公共施設を今後令和 1 8 年度まで、このまま保有し続けた場合の必要なコストの試算は下表のとおりです。

表 8 将来の維持管理費及び改修更新費（単位：千円）

令和8年度から18年度までの経費の見込み						長寿命化 対策の効果額
長寿命化対策を講じた場合の見込み			耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み			
維持管理費	改修更新費	合計	維持管理費	改修更新費	合計	
17,670,562	15,373,310	33,043,872	16,216,512	40,029,311	56,245,823	23,201,951

※試算の条件

- ① 維持管理費は、個別施設計画の施設整備計画から次の費用を除いた額。
 - ・千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターの基幹的設備改良工事
 - ・最終処分場建設工事
 - ・消防本部庁舎更新工事及び川西消防署庁舎更新工事
 - ・通信指令システム、デジタル無線設備更新工事
- ② 改修更新費のうち、「長寿命化対策を講じた場合の見込み」においては、個別施設計画のうち次の費用。
 - ・千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターの基幹的設備改良工事
 - ・最終処分場建設工事
 - ・消防本部庁舎更新工事及び川西消防署庁舎更新工事
 - ・通信指令システム、デジタル無線設備更新工事
- ③ 改修更新費のうち、「耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み」においては、千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターを延命化せずに更新した場合として試算。更新費用は個別施設計画において、費用対効果分析を行った際に用いた更新費用を採用した。

(3) 計画期間中の改修等事業費と財源

施設名	事業年度	事業費	事業内容	財源
千代田クリーンセンター 焼却施設	R12 ～15年度	8,800,000 千円	基幹的設備 改良工事	交付金:1,500,000 千円 地方債:5,925,000 千円 一般財源:1,375,000 千円
長井クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	R14 ～17年度	2,126,799 千円	基幹的設備 改良工事	交付金: 496,253 千円 地方債:1,371,300 千円 一般財源: 259,246 千円
消防本部・米沢消防署	R10 ～12年度	2,470,000 千円	施設更新 施設解体	地方債:1,687,500 千円 一般財源: 782,500 千円
川西消防署	R13 ～14年度	647,000 千円	施設更新 施設解体	地方債: 395,200 千円 一般財源: 251,800 千円

2. 5 現状や課題に関する基本認識

置賜広域行政事務組合が保有している公共施設等の現況や、人口動向、財政状況を踏まえて、今後の公共施設等の維持管理・更新等に関する課題認識を整理します。

(1) 公共施設等の老朽化への対応

現在保有している公共施設48,679㎡のうち、15,701㎡(32.3%)は建築後30年以上が経過し、老朽化が進行しています。また、10年後には、築30年以上の公共施設が34,709㎡(71.3%)に増加することが見込まれます。

一般的に、築30年程度で大規模改修、築50～60年程度で建替えが必要になるとされており、今後、約7割の公共施設において大規模改修等の老朽化対策が必要になります。

また、橋梁も建設後50年が経過し、長寿命化等の老朽化対策の実施、又は架け替えを検討する必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化への対応

構成3市5町の人口は、令和2年の20.2万人から、令和27年には13.6万人(令和2年比で32.7%減)に減少すると予測されています。また、令和27年の人口構成は、14歳以下が8.3%、15～64歳が47.8%、65歳以上が43.9%になると予測され、少子高齢化も進行します。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質の変化が予想されるため、住民のニーズを把握した上で、各施設の最適な規模及び機能を検討する必要があります。

特に、廃棄物処理施設については、人口減少により、廃棄物の排出量の減少が考えられるため、更新等の際に、施設の規模や能力、運転計画の見直しを検討する必要があります。

(3) 維持管理・更新に係る費用の縮減

現在保有している全ての公共施設および工作物を維持するために必要となる対策費用は令和18年度まで11年間で約330億円と推計され、年平均約30億円の予算確保が必要になります。

今後も人口減少が進行していき、構成市町の財政状況の悪化や手数料収入の減少も予想されるため、国の交付金、補助金や地方債の活用を積極的に検討し、また、PPP/PFIの活用など、維持管理・更新に係る財源を確保するための方策を検討する必要があります。

さらに、予防保全の考え方を取り入れて施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(LCC)を縮減する取組みも検討する必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 基本方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 計画的に老朽化対策を行い、施設の安全性・機能を維持します。

老朽化が進むにつれて、施設の性能は徐々に低下し、適切な時期に処置を行わないと、予期せぬ事故が発生したり、必要な時に性能を発揮できなかつたり、安全面と機能面の両面で様々な不具合が発生します。

そのような事態を避けるために、計画的に補修や改修、更新等の老朽化対策を行い、施設の安全性と機能を維持します。

(2) 社会状況や法令等の変化に合わせて、適正な規模・機能に見直します。

今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質も変化することが予想されます。その時々の変化や法令・各種基準等の変更を踏まえて、適正な規模・機能に見直しを図ります。

(3) 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減を図ります。

構成市町の費用負担の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保するために、今後も健全な財政運営に努めるとともに、PPP/PFIの活用について検討を進めます。

また、施設のライフサイクル（建設～維持管理・運営～解体・更新）を通じた必要経費（ライフサイクルコスト）の縮減を図るために、予防保全の考え方を取り入れて施設の長寿命化を進めます。

3. 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・定期的な施設の整備やオーバーホール・精密機能検査（以下「施設の点検」という。）を行い、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について検証します。
- ・施設の点検を通して得られた劣化状況や修繕・更新履歴などを蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。
- ・施設の点検や日常的な点検について、施設管理者の意識啓発を行うとともに、施設の状況把握に努め、日々の適切な施設管理を進めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の点検結果を踏まえながら、施設整備計画を作成し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。また、施設の更新については、法定耐用年数などを考慮した場合、鉄筋コンクリート造（SRC造、RC造）は50年、鉄骨造（S造）は38年が望ましいと考えられますが、少しでも長く施設を利用できるように、概ね30年毎（廃棄物処理施設は20年毎）に大規模改修を行い、長寿命化を進めることで施設の使用目標年数を60年とします。
- ・社会状況や住民のニーズの変化を踏まえて適正な規模・機能に見直します。
- ・施設のコスト状況を検証し、利用者負担の見直しを図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- ・施設の点検等により、高い危険性が確認された場合は、安全確保を最優先して一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。
- ・既に役割を終えて、今後利用しない公共施設については、周辺施設や住環境に及ぼす影響、住民の安心・安全を踏まえながら早期に解体を行います。

(4) 耐震化の実施方針

- ・災害対策活動の拠点施設となる消防施設や、住民生活の基盤を支える廃棄物処理施設については、施設のあり方や耐震化について検討します。
- ・その他の施設については、施設の特長や利用状況等を踏まえて、施設の必要性を見極めたうえで計画的に耐震化を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・施設の点検等により劣化状況を把握し、インフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を作成し、計画的に補修・修繕を行い、使用目標年数を利用できるように施設の長寿命化を進めます。
- ・すべての施設を予防保全で管理することは財政的に困難であるため、予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特長に適した保全を行い、ライフサイクルコストの削減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設の改修、更新に当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進方針

- ・公共施設の新築、増築、改修又は建て替えにあたっては、高効率な設備機器や再生可能エネルギー設備の標準装備、断熱性など建物の省エネ機能の向上、木材などCO₂排出量が少ない建築資材の活用などを推進します。

また、公共施設の省エネルギー化、焼却施設においては熱エネルギーを回収し発電した再生可能エネルギーを活用することにより、化石燃料の使用量を削減するなど、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

- ・施設の老朽化状況やコスト状況等を検証し、施設の統合や廃止などを検討します。
- ・施設の廃止などを検討する場合は、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえるとともに、住民と情報共有・合意形成を図りながら推進します。

(9) PPP/PFIの活用方針

- ・今後の公共施設等の更新や維持管理においては、PFI や民営化、長期包括運営委託などのPPP/PFI 手法の活用を検討します。
- ・新しい技術も積極的に導入し、施設の維持管理コストの縮減や安全性の確保、サービスの向上等を図ります。

表 9 PPP/PFI 手法 (例)

事業手法	概要	財産保有		施設整備	資金調達	運営	維持管理
		土地	建物				
施設整備・運営管理一体型							
DBO 方式 (Design Build Operate)	設計施工・運営・維持管理を一括発注する。	公共	公共	民間	公共	民間	民間
PFI 方式 (Private Finance Initiative)							
BTO 方式 (Build Transfer Operate)	民間が建設、完工後所有権を公共へ移転、民間が運営・維持管理を行う。	公共	公共	民間	民間	民間	民間
BOT 方式 (Build Operate Transfer)	民間が建設、運営し、事業契約終了時に公共へ施設を譲渡する。	公共	民間	民間	民間	民間	民間
BOO 方式 (Build Own Operate)	民間が建設・運営、契約終了時は施設撤去または民間事業化する。	公共	民間	民間	民間	民間	民間
民設民営方式	民間が所有する施設にサービス委託を行う。	民間	民間	民間	民間	民間	民間
運営管理実施型							
指定管理者制度	公の施設の管理を民間等(指定管理者)に行わせる。	公共	公共	—	—	民間	民間
長期包括運営委託方式	施設の管理業務を、民間等に複数年度にわたり包括的に委託する。	公共	公共	—	—	民間	民間

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・計画の進捗管理や庁内調整等を行い、構成市町との情報共有や連携を図り、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる推進体制を構築します。
- ・公共施設等に関するデータを効率的に管理できる仕組みを構築するとともに、公会計の財務諸表とも連携を図りながら計画を推進します。
- ・職員一人ひとりが経営的視点を持ち、置賜広域行政事務組合が保有する公共施設等の全体最適化を意識しながら施設の維持管理を実施できるように、定期的に組織横断的な検討会や研修会を開催します。

第4章 施設類型別の管理に関する基本的な方針

(1) 施設類型別の管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、施設類型別の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

表 10 施設類型別の管理に関する基本的な方針

施設分類		施設類型別の基本方針					
公共施設	廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、住民生活の基盤となる施設であるため、計画的に維持管理・更新を行い、機能の維持・延命化を図ります。 ・施設を廃止した米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターは、解体します。 ・長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設は、1回目の基幹的設備改良工事を令和14年度から17年度に実施し20年程度の延命化を図り、60年間使用し、その後建替えを行います。 ・千代田クリーンセンター焼却施設は、2回目の基幹的設備改良工事を令和12年度から15年度に実施し15年程度の延命化を図り、50年間使用し、その後建替えを行います。 <p>ただし、将来の人口減少や再資源化等に係る科学技術の進歩、社会情勢の変化、国の交付金制度の動向などを見据えながら、その都度改めて検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現最終処分場は、令和18年度で埋立満了となることから、次期最終処分場について検討を進めます。 					
	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設は、消防・救急の要となる災害活動拠点施設であるため、計画的に維持管理・更新を行い、機能の維持・延命化を図ります。 ・消防本部・米沢消防署は令和10年度から11年度に建替えを行い、旧消防本部・米沢消防署は令和12年度に解体を行います。 ・川西消防署は令和13年度に建替えを行い、旧川西消防署は令和14年度に解体を行います。 					
	老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム南陽やすらぎ荘は、経済的や環境的な問題で、自宅での生活が困難な高齢者のための施設であり、社会的な役割は大きく、必要不可欠な施設であることから、施設整備計画に基づいた維持修繕、法定点検を行い、施設の保全に努めます。 					
	その他施設	<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所機能として、計画的に維持管理・更新を進めます。 ・現庁舎は老朽化していることから、土地の取得等、費用の縮減が見込めるため、消防本部・米沢消防署の合築について検討します。 </td> </tr> <tr> <td>広域交流拠点施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な運営を継続するとともに、積極的なPR活動を行い、利用拡大を図ります。 また、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 </td> </tr> <tr> <td>浅川ふれあい公園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 </td> </tr> </table>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所機能として、計画的に維持管理・更新を進めます。 ・現庁舎は老朽化していることから、土地の取得等、費用の縮減が見込めるため、消防本部・米沢消防署の合築について検討します。 	広域交流拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な運営を継続するとともに、積極的なPR活動を行い、利用拡大を図ります。 また、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 	浅川ふれあい公園
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所機能として、計画的に維持管理・更新を進めます。 ・現庁舎は老朽化していることから、土地の取得等、費用の縮減が見込めるため、消防本部・米沢消防署の合築について検討します。 						
広域交流拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な運営を継続するとともに、積極的なPR活動を行い、利用拡大を図ります。 また、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 						
浅川ふれあい公園	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 						
工作物	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者である高畠町と連携しながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 					
	デジタル無線設備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に維持管理・更新を進めます。 					

(2) 大規模修繕と施設更新の実施時期

施設類型別の管理に関する基本的な方針に基づく今後30年間の大規模改修及び施設更新の実施時期は下表のとおり。

表 1 1 施設の大規模改修及び施設更新実施時期

【凡例】◇：大規模改修 ★：建替え

施設分類	施設名称	実施時期（和暦）																																
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37			
廃棄物 処理施設	中田クリーンセンター（し尿受入施設）																																	
	長井クリーンセンター（管理棟）																																	
	長井クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）																																	
	長井クリーンセンター（中継施設）																																	
	長井クリーンセンター（汚泥再生処理施設）																																	
	長井クリーンセンター（小国中継施設）																																	
老人 ホーム	千代田クリーンセンター（焼却施設）																																	
	千代田クリーンセンター（リサイクルプラザ）																																	
	浅川最終処分場																																	
	消防本部・米沢消防署																																	
	通信指令センター																																	
	東部分署																																	
消防 施設	城西分署																																	
	北部出張所																																	
	南陽消防署																																	
	高島消防署																																	
	川西消防署																																	
	南陽やすらぎ荘																																	
その他 施設	事務局																																	
	広域交流拠点施設（余熱利用施設）																																	
	浅川ふれあい公園（最終処分場跡地利用公園）																																	

第5章 計画の推進方法

5.1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、各事業所や構成市町と連携しながら、各方針や考えに基づき、各種施策や事業を実行します。

また、事業所別に管理されている施設データ（建物情報や利用状況、修繕履歴等）を効率的に収集・管理できる手法についても検討し、公共施設等の維持管理に活用します。

5.2 住民への情報提供

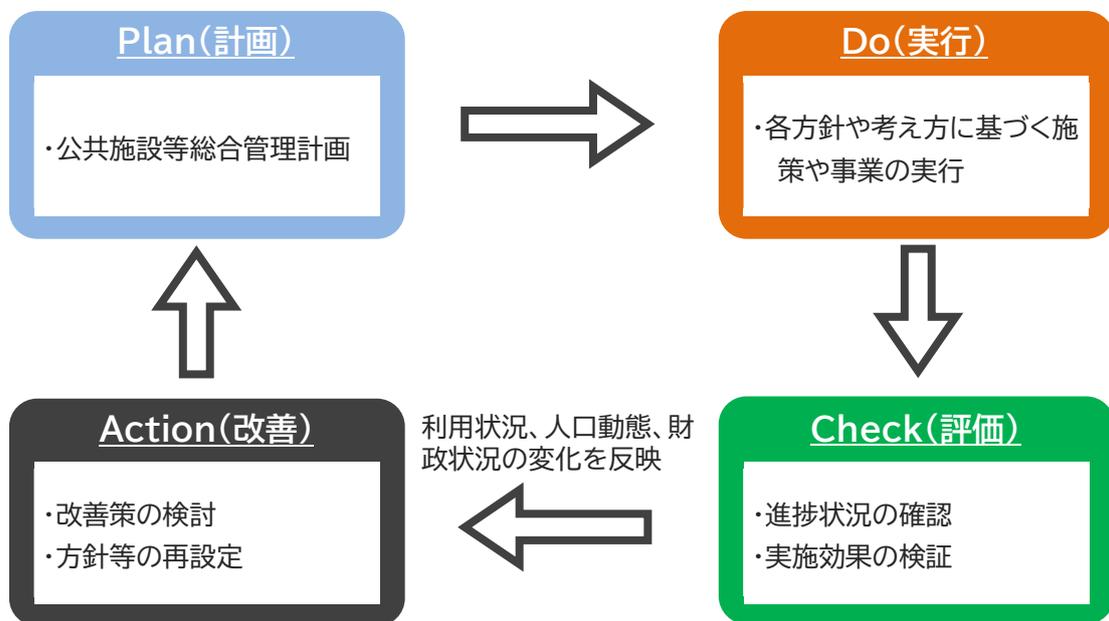
施設の利用者だけでなく、多くの住民と情報を共有するために、置賜広域行政事務組合ホームページなどを活用して、施設に関する情報提供を行います。

5.3 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画を確実に実行するために、PDCA サイクル※を活用し、計画の進捗状況や実施効果を確認・検証して適切にマネジメントを行います。

また、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて、概ね10年毎に計画の見直しを行います。

図 3 PDCA サイクルのイメージ



※ PDCA サイクルは、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（計画の評価・分析）、Action（計画の改善）の4段階を繰り返すことにより、継続的に計画を改善しながら推進する手法です。

置賜広域行政事務組合 公共施設等総合管理計画

発行 置賜広域行政事務組合

〒992-0012 山形県米沢市金池三丁目1番55号

TEL 0238-23-3246

<https://www.okikou.or.jp>